

Q 17

経済的に困難な家庭の子どもの 高校や大学等への進学を支援したい。

「経済的に余裕がないから」という理由で、高校や大学等への進学をあきらめている子どもはいませんか。ここでは「奨学金制度」を紹介します。これらの制度を有効に活用して、経済的理由により進学意欲を失っている子どもたちを支援しましょう。

A1 すべての子どもの自立と自己実現の支援が必要です。

子どもが進学を希望しているのに、経済的な困窮など、様々な家庭的な事情により、高校や大学等への進学を断念せざるを得なくなることは、「人権としての教育(教育を受ける権利の保障)」の観点から、あってはならないことです。奨学金を受けることが権利であることを伝え、子どもや保護者に奨学金制度の活用を促すことは、学校としての大切な役割です。

A2 学校全体で子どもの支援をしましょう。

一人だけで子どもに関わるのではなく、その子どもの背景にある課題について他の教職員と情報を共有し、進路指導担当や奨学金担当と連携して多方面から子どもをサポートしましょう。家庭の状況によっては、関係機関に協力を求めることも必要です。

A3 様々な奨学金制度についての情報収集に努めましょう。

高等学校等への進学のための奨学金制度に関しては、公益財団法人大阪府育英会の奨学金があります。年収のめやすとして800万円未満の場合、「授業料実質負担額+その他の教育費 10万円」の貸付となります。就学支援金制度の対象となる世帯は授業料が無償となり、毎年10万円のみ貸付となります。

大学や専修学校専門課程への進学のための奨学金制度に関しては、「日本学生支援機構奨学金」が、最も広く利用されていることから、その制度の種類、貸付月額、貸付期間などの情報を整理し、理解しましょう。給付型と貸付型があり、さらに貸付型には無利子の第1種奨学金と有利子の第2種奨学金がありますが、第1種奨学金は貸付月額が低いため、学費が高い私立大学など第1種奨学金だけでは授業料に足りない場合があります。私立大学をめざす生徒へは第1種・第2種の併用についても情報提供をしてください。

経済的理由により就学が困難な生徒には、社会福祉協議会の「生活福祉資金」や、母子家庭及び父子家庭の生徒等には福祉事務所で手続きを行っている「母子・父子・寡婦福祉資金」などの貸付制度があります。ただし、外国籍の生徒の進学に係る貸付の際は保護者の在留資格によっては奨学金を受けられない場合もあるので、各制度の条件を確認し、適切な情報提供を行うことが大切です。

また、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用して教育資金を借りることも可能です。これらに限らず、教育ローン制度を持っている民間金融機関が多くあります。銀行によっては、住宅ローンを借りていれば教育ローンの金利を優遇する場合があります。

その他に市町村独自の奨学金制度や、企業・団体が募集する奨学金制度など多くの奨学金があります。令和2年4月から、大学等に進学する学生等を対象に、授業料減免制度と給付型奨学金の支給を併せて行う、高等教育の修学支援新制度も始まっています。情報の収集に努め、生徒や保護者へ提供することが大切です。

〈ポイント〉

まずは子どもとじっくり話し合い、その子どもがどのような将来設計（夢）をもっているのか、またその実現のためには何をしなければならないのかを一緒に考える姿勢が必要です。また、保護者の理解や協力も必要となるので、懇談会や家庭訪問などを通じて保護者の思いや願いを十分聞くなど信頼関係を築きながら、家庭状況を把握しましょう。そしてさまざまな奨学金制度を活用すれば進学が可能になる可能性があることを伝え、経済的な理由により子どもの進学意欲が低下することのないようにしてください。

★CHECK①★

「奨学金について」(大阪府教育庁高等学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html>

大阪府は、大学奨学金等に関する制度説明会、奨学金等個別相談会、電話相談などの相談活動等を通じて、経済的理由により就学が困難な人に対する支援を行っています。くわしい奨学金制度については上記Webページに紹介されています。

★CHECK②★

①「日本国憲法」第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html>

②「教育基本法」第4条

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html

日本国憲法及び教育基本法により、教育の保障が明らかにされています。

★CHECK③★

①「府立高等学校の授業料と就学支援金について」(大阪府教育庁施設財務課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>

②「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」(大阪府教育庁施設財務課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/index.html>

「就学支援金制度」や「奨学のための給付金」については、上記のWebページに紹介されています。

③「外国にルーツをもつ生徒のための進路選択リーフレット」(大阪府教育庁教育振興室高等学校課)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/21107/00000000/shinro_leaf.pdf

④「大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度について」(大阪府教育庁私学課)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/11430/00000000/0404_mushokar5.pdf

★CHECK④★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

子どもの貧困について、その現状や、外部の福祉機関との連携も含めて学校として取り組むべきこと等を、分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

- ① 進学を考えると、一方では学習に対する意欲と進学に向けての基礎学力が必要です。子どもが学ぶことに喜びを感じるような授業、希望の進学先に合格できるような学力をつける授業ができるように指導力を付けましょう。
- ② 進学に関する情報の収集と分析も必要です。たとえば、府立高校は特色のある学校づくりを進めていますが、機会があればいろいろな学校の説明会に参加するとよいでしょう。
- ③ 高校生であれば、進学をはばむ要因をどう乗り越えて希望の進路を実現していくのかを、将来設計と関わって考えさせることも重要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 全ての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。〔1-(3)-イ〕
- ◆ 「人権が尊重された教育」の項も参考にしてください。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。〔第Ⅰ章-1. -(1)〕
- ◎ 「生き方学習」や進路指導と関わらせる:学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。
〔第Ⅱ章-第1節-1. -(2)-参考4〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和5〔2023〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00004.htm

- ◎ 学習指導要領では、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう、初めて前文が設けられた。前文では、「教育基本法」第1条(教育の目的)と第2条(教育の目標)の規定が引用されており、その中では、個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権教育とも関係の深い言葉が列記されている。それに続き、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と記載されている。これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念とも共通している。〔I-2. -(1)〕